

その空き家はどうする？

空き家の管理方法について

本町は、2018年に空き家実態調査を実施しました。全体の物件数約7500件に対し、空き物件数は429件という結果となりました。空き家になった物件の中には、賃貸や売買などの活用や解体などによって解消されている事例もあります

が毎年増え続けています。あなたも空き家の所有者になるかもかもしれません。そのため居住中から空き家になったときのことを考えておきましょう。

空き家は
早めの対応が重要です!!

放置されたままの空き屋が まちに及ぼす危険性



老朽化による倒壊

空き屋の倒壊でけが人が出た場合は、所有者が賠償責任を問われる可能性があります。

草木の繁茂・害虫の発生

草木が生い茂ると不衛生な状態になり害虫や害獣が発生。まちなりの景観も損ねます。



不審者の侵入

壊れた窓や勝手口から不審者が侵入。残された家財道具を使って住み着いていた事例もあります。



その他、ごみの不法投棄による悪臭や放火の危険性が高まるなど、まちなりの治安を悪化させる可能性があります。

空き家・宅地(土地)を 活用しませんか？

空き家を活用するには、不動産会社に相談するほかに、智頭町空き家バンク制度を利用する方法があります。

この空き家バンクは貸し手と借り手(賃貸)、売り手と買い手(売買)の間で空き家の活用を図って、物件・土地を賃貸又は売りたい人に対し、空き家・土地の所有者と利用希望者とのマッチング、物件情報の提供、必要な連絡調整等を行います。

現在、空き家を借りたい・買いたい人は空き家バンクに登録されている人だけでも、平成29年度以降200件以上あり、町内・鳥取市・県外から問合せいただいています。

空き家のニーズ

- ・ 町内への就労
- ・ 子育て世帯の移住
- ・ 町内での引っ越し
- ・ 子育て、介護による近居

家が管理されることで地域の景観の維持や若い世代の定住にも繋がります。町内で常時使用していない住まいや、遊休地をお持ちで、人に貸しても良い、売りたいと考えている人は気軽に企画課まで相談ください。また、とっとり暮らし住宅相談員を招いて、次のとおり空き家の相談会を実施します。



空き家の相談会を 実施します!

日時 8月19日(水)

午前9時〜正午

場所 智頭町総合案内所

2階